

平成 23 年 3 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

相続税の改正 大幅な増税に！ 平成 23 年 4 月 1 日以後の相続から

予算関連法案が年度内に成立した場合には、平成 23 年 4 月 1 日以降発生した相続から改正後の相続税が適用されます。

改正法案が成立した場合には、大幅な相続税の増税になります。

(1) 相続税の基礎控除の引き下げ

現行の基礎控除・・・5,000 万円+1000 万円×法定相続人

改正案の基礎控除・・・3,000 万円+600 万円×法定相続人

(2) 死亡保険金に係る非課税限度額の引き下げ

現行の非課税限度額・・・500 万円×法定相続人

改正案の非課税限度額・・・500 万円×一定の法定相続人に限定（注）

（注）改正後の非課税限度額の法定相続人

⇒相続開始直前に被相続人と同一生計の者又は未成年者・障害者に限定

(3) 相続税の税率の引き上げ

現行の相続税率		改正案の相続税率	
1,000 万以下の金額	10%	同 左	
3,000 万円	15%	同 左	
5,000 万円	20%	同 左	
1 億円	30%	同 左	
3 億円	40%	2 億円以下の金額	40%
—		3 億円	45%
3 億円超の金額	50%	6 億円	50%
—		6 億円超の金額	55%

(4) 未成年者控除の引き上げ

現行の控除額・・・20 歳までの 1 年につき 6 万円

改正案の控除額・・・20 歳までの 1 年につき 10 万円

(5) 障害者控除の引き上げ

現行の控除額・・・85 歳までの 1 年につき 6 万円（特別障害者⇒12 万円）

改正案の控除額・・・85 歳までの 1 年につき 10 万円（特別障害者⇒20 万円）